

転入確約書

守谷市の保育所入所申込みにあたり、入所月の前月末の最終開庁日 17 時までに守谷市に転入して住民登録の手続きを完了することを、必要書類を添付のうえ、確約いたします。

なお、入所月の前月末日までに、上記の手続きが確認できなかった場合は、保育所利用承諾の取消（または保育実施の解除）をされても、異議はありません。

●転入予定月：令和 年 月 ●転入予定先：

●添付書類①：転入予定地が確認できるもの（以下のいずれかの書類が必要）

- ☐ 不動産売買契約書の写し 【引渡日：令和 年 月 日】
- ☐ 賃貸契約書の写し 【入居開始日：令和 年 月 日】
- ☐ 同居同意書 【同居開始予定日：令和 年 月 日】
- ☐ 申込時に確認書類を用意できない場合は、理由をお書きください。（用意ができ次第、追加提出をお願いします）

契約書の写しは、住所、契約者（押印されたもの）、引渡日のわかる箇所を添付してください。

●添付書類②：入所希望月の前年度分の市区町村民税課税額がわかるもの（父母 1 部ずつ）

☐ 前年度 市区町村民税の課税証明書（コピー可）

【入所希望月の前年度分：令和 年度分】

【注】取得が必要なのは最新のものではなく「入所希望月の前年度」のものです。特に申込日が年度途中（6 月以降）の場合は、過年度となるので、取得時にご注意ください。

☐ 上記の課税証明書の提出がない場合、同一点数時の審査において不利な取扱いとなります。

●就労状況確認：転入後の就労状況について、次の 1～4 のいずれかを選択し、該当書類を提出してください。

父	母	転入後の就労状況	提出書類 (必要書類の提出がない場合は「未就労者」扱いでの審査となります。)
☐	☐	1. 現在の就労先を継続 または勤務地異動の場合	<u>現在の就労先の就労証明書</u> ※ 勤務地異動後には、改めて異動先が記載された就労証明書をご提出ください。
☐	☐	2. 転職決定している場合	<u>現在の就労先の就労証明書 + 転職予定先の内定証明書</u> ※ 転職予定の場合は、上記両方の書類をご用意ください。 ※ 転職先の就労開始時点で利用保留中であれば、就労開始後に再提出してください。
☐	☐	3. 退職する場合	<u>就労確約書</u> ※ 転入に伴って退職する場合、原則「求職活動」の扱いとなります。
☐	☐	4. 現在の就労時間・日数 と同条件で、入所日までに 転職先を見つけると 誓約する場合	<u>現在の就労先の就労証明書 + 以下について誓約</u> ※ 転入に伴い退職予定だが転職先がまだ決まっていない場合、原則は上記 3 の扱いとなりますが、以下について誓約する場合は、例外的に現在の就労状況で点数を付けます。 【誓約欄】 <u>入所日までに、必ず「現在の雇用条件の就労時間・日数」と同条件（同じ利用調整点数での内容）の転職先を見つけ、就労証明書を提出します。また、入所翌月 15 日までに就労開始します。条件を満たせなかった場合、保育所利用承諾の取消（または保育実施の解除）となっても異議はありません。</u> ☐ 以上について、誓約します。

《注》入所の可否にかかわらず、転入手続き時には、すくすく保育課窓口にお立ち寄りください。

令和 年 月 日

現住所

保護者氏名（父）

（母）